

文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年六月二十五日

文京区長

成

澤

廣

修



文京区条例第二十九号

文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園条例の一部を改正する条例

文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園条例（昭和五十年十二月文京区条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び林間学校」を削る。

第六条第一号中「及び林間学校」を削り、同条第二号中「区民又は区の区域内に住所を有する事業所に勤務する者」を「区の区域内に在住し、在勤し、又は在学する者が構成員の過半数を占める団体」に改め、同条第三号中「中学校」の下に「（義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部を含む。）」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第六条第二号の改正規定は、令和九年一月一日から施行する。